

豊田市地域ふれあい通所事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市地域ふれあい通所事業（以下「地域ふれあい通所事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の活動目的)

第2条 地域ふれあい通所事業は、市内に居住する高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らすために、生きがいつくり、健康づくり、ふれあい活動などを助長することにより、閉じこもり防止、倒れ込み防止など介護予防を図ることを目的に実施する。

2 元気な高齢者が地域ふれあい通所事業の協力員として参加することにより、互助の精神と地域交流、社会貢献の視点からの元気な高齢者の生きがいつくりを推進する。

3 高齢者自身や家庭における自助努力を助長するとともに、すべての住民が『地域に住む高齢者は地域住民の手で支える』互助の共通の意識を持って取り組む。

(活動実施単位および運営主体)

第3条 地域ふれあい通所事業の活動実施単位は、地域住民の主体的な互助活動を基本とし、自治区その他地域住民の有志による組織等、地域を活動範囲とする組織を運営主体とする。ただし、特定の宗教上の組織・団体または営利を目的とする組織・団体は、運営主体となることのできないものとする。

(支援体制等)

第4条 市長は、地域において地域ふれあい通所事業の実施・推進を図るために、次のものを派遣する。

- (1) 生きがい活動推進員
- (2) 生きがい活動支援員
- (3) 地域のニーズに応じて必要な人材

2 前項第1号の「生きがい活動推進員」は、地域ふれあい通所事業の啓発・実施、活動の協力員の確保等、地域で実施するための準備、関係機関との連絡・調整業務並びに生きがい活動支援員の研修、指導、援助等を主な職務とする。

3 第1項第2号の「生きがい活動支援員」は、地域ふれあい通所事業を地域で実施するための指導、助言など具体的な企画・実施を図るとともに、地域リーダーの育成等を主な職務とする。

(援助対象者)

第5条 地域ふれあい通所事業の援助対象者は、市内に住所を有するおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱な老夫婦、昼間独居の高齢者等で、老化等による機能低下や閉じこもりがちで日常生活に何らかの援助が必要な者とする。

ただし、活動内容により地域の子ども等を含め、幅広く柔軟に対応する。

(実施内容)

第6条 地域ふれあい通所事業は、地域の実情に応じ、高齢者の身近なところで気軽に立ち寄れる会場（以下「施設等」という。）を確保して、通所により次のとおり実施する。

- (1) 生きがい活動 … 趣味・教養活動、創作活動、世代間交流、高齢者軽スポーツなど
- (2) 日常動作訓練、健康チェック、健康相談

(3) その他、地域住民による自由な発想と援助対象者のニーズや身体の状態等を基にしたメニュー

2 実施回数及び時間は、当面、週1回以上、1回あたり4時間程度をそれぞれ目標に、地域の実情に応じて弾力的に実施する。

(施設等)

第7条 地域ふれあい通所事業は、次の施設等を利用して実施する。

(1) 自治区の公民館等の集会施設、憩の家

(2) その他地域で確保できる事業実施可能な施設、場所

(関係機関との連携等)

第8条 運営主体は、地域ふれあい通所事業の実施にあたって、援助対象者の把握に努めるとともに、自治区や老人クラブ、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等地域の関係機関と協力し、相互に連携を保って実施するものとする。

(遵守事項)

第9条 生きがい活動推進員及び生きがい活動支援員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 援助対象者等は、高齢等により心身等の機能が低下しているものであることに配慮し、事故防止には十分注意するなど地域ふれあい通所事業の実施中は、その職務に専念すること。

(2) 高齢者等の人格を尊重して業務を遂行するとともに、身上及び家庭等活動の中で知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、この規定は遵守すること。

(3) 運営主体と協力して、円滑な事業推進に努めること。

(業務の委託)

第10条 市長は、第4条第1項で規定する生きがい活動支援員および生きがい活動推進員の確保、研修及び地域への派遣等、地域ふれあい通所事業の地域実施に関する支援業務を社会福祉法人豊田市社会福祉協議会に委託する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。